

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	予防接種に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三次市は、予防接種に関する事務における個人情報の取扱いに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本事務では、特定個人情報に限らず、個人情報全般について、業務フローに基づき、リスクの分析と対策を明確にしたうえで、業務を行っている。

評価実施機関名

広島県三次市

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>三次市は、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 予防接種対象者台帳の作成・出力・通知 ② 予防接種結果入力 ③ 予防接種済者台帳の作成・出力 ④ 予防接種の集計・統計分析 ⑤ 予防接種クーポン券の作成・出力</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム(予防接種) 2. 中間サーバ 3. ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種ファイル (2) 宛名ファイル (3) 宛名履歴ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表 第14項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条</p> <p>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条</p> <p>(情報提供の根拠) 25の項, 26の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第28条, 第29条</p> <p>(情報照会の根拠) : 第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。))の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」あるいは「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)(27, 28, 29の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第29条, 第30条, 第31条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 総務部総務課(行政係) 電話:0824-62-6153
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 福祉保健部健康推進課(健康企画係) 電話:0824-62-6232
9. 規則第9条第2項の適用	<input type="checkbox"/> 適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月9日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月9日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で健康推進課長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[9) 従業者に対する教育・啓発]</div> <div style="text-align: right;">[<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</div> </div> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施※1している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 ※1.eラーニング

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月28日	I-8	(広島県三次市十日市東三丁目14番25号) 福祉保健部健康推進課(健康食育推進係)	(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 福祉保健部健康推進課(健康企画係)	事前	
平成27年4月28日	表紙-公表日	平成27年3月25日	平成27年4月28日	事前	
平成28年5月27日	II-1	平成27年1月5日時点	平成28年5月27日時点	事後	
平成28年5月27日	II-2	平成27年1月5日時点	平成28年5月27日時点	事後	
平成28年5月31日	表紙-公表日	平成27年4月28日	平成28年5月31日	事後	
平成29年5月10日	II-1	平成28年5月27日時点	平成29年5月10日時点	事後	
平成29年5月10日	II-1	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成29年5月10日	II-2	500人未満	500人以上	事後	
平成29年5月10日	II-2	平成28年5月27日時点	平成29年5月10日時点	事後	
平成29年5月10日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1 第10項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1 第10項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月10日	I-4-②	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) :なし (予防接種業務に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。))の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」あるいは「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの) (17, 18, 19の項)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠)第16の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第12条の2 (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。))の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」あるいは「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの(17, 18, 19の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2</p>	事前	
平成29年5月31日	表紙-公表日	平成28年5月31日	平成29年6月20日	事後	
平成30年10月23日	表紙-公表日	平成29年6月20日	平成30年10月23日	事後	
平成30年10月23日	I-5-②	牧原 英敏	課長	事後	
平成30年10月23日	II-1	平成29年5月10日時点	平成30年5月10日時点	事後	
平成30年10月23日	II-2	平成29年5月10日時点	平成30年5月10日時点	事後	
平成30年11月2日	II-2	500人以上	500人未満	事後	
令和1年6月28日	表紙-公表日	平成30年10月23日	令和1年6月28日	事後	
令和1年6月28日	I-7	総務部総務課(行政係)	総務企画部総務課(行政係)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-1-②		⑤予防接種クーポン券の作成・出力	事後	
令和1年6月28日	II-1	平成30年5月10日時点	令和1年5月10日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2	平成30年5月10日時点	令和1年5月10日時点	事後	
令和1年6月28日	IV-1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月28日	IV-2		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	IV-3		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	IV-4		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	IV-5		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	IV-6		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	IV-7		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	IV-8		[○]自己点検 [○]内部監査	事後	
令和1年6月28日	IV-9		特に力を入れて行っている	事後	
令和2年7月31日	I-7	総務企画部総務課(行政係)	総務部総務課(行政係)	事後	
令和2年7月31日	II-1	令和1年5月10日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年7月31日	II-2	令和1年5月10日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和3年7月2日	表紙-公表日	令和2年7月31日	令和3年7月2日	事後	
令和3年7月2日	II-1	令和2年5月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年7月2日	II-2	令和2年5月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月26日	I-1-②	<p>三次市は、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種対象者台帳の作成・出力・通知 ②予防接種結果入力 ③予防接種済者台帳の作成・出力 ④予防接種の集計・統計分析 ⑤予防接種クーポン券の作成・出力</p>	<p>三次市は、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種対象者台帳の作成・出力・通知 ②予防接種結果入力 ③予防接種済者台帳の作成・出力 ④予防接種の集計・統計分析 ⑤予防接種クーポン券の作成・出力</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	事後	
令和3年11月26日	I-1-③	<p>1. 健康管理システム(予防接種) 2. 中間サーバ</p>	<p>1. 健康管理システム(予防接種) 2. 中間サーバ 3. ワクチン接種記録システム(VRS)</p>	事後	
令和3年11月26日	I-3	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1 第10項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1 第10項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月26日	I-4-②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号 別表第2	事後	
令和3年11月26日	II-1	令和3年6月1日時点	令和3年11月26日時点	事後	
令和3年11月26日	II-2	令和3年6月1日時点	令和3年11月26日時点	事後	
令和3年11月26日	表紙-公表日	令和3年7月2日	令和3年11月26日	事後	
令和4年1月18日	表紙-公表日	令和3年11月26日	令和4年1月18日	事後	
令和4年1月18日	I-1-②	<p>三次市は、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種対象者台帳の作成・出力・通知 ②予防接種結果入力 ③予防接種済者台帳の作成・出力 ④予防接種の集計・統計分析 ⑤予防接種クーポン券の作成・出力</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 	<p>三次市は、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種対象者台帳の作成・出力・通知 ②予防接種結果入力 ③予防接種済者台帳の作成・出力 ④予防接種の集計・統計分析 ⑤予防接種クーポン券の作成・出力</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月18日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1 第10項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1 第10項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年3月31日	表紙-公表日	令和4年1月18日	令和4年3月31日	事後	
令和4年3月31日	I-4-②	(別表第2における情報提供の根拠)第16の2項 (別表第2における情報照会の根拠)	(別表第2における情報提供の根拠)第16の2項, 第16の3項 (別表第2における情報照会の根拠)第16の2項, 第16の3項	事後	
令和4年7月6日	表紙-公表日	令和4年3月31日	令和4年7月6日	事後	
令和4年7月6日	II-1	令和3年11月26日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年7月6日	II-2	令和3年11月26日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和5年8月21日	II-1	令和4年6月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年8月21日	II-2	令和4年6月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年8月21日	表紙-公表日	令和4年7月6日	令和5年8月21日	事後	
令和6年12月9日	表紙-公表日	令和5年8月21日	令和6年12月9日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	I-3	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1 第10項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条</p> <p>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第14項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条</p> <p>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	I-4-②	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号 別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠)第16の2項, 第16の3項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第12条の2</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)第16の2項, 第16の3項</p> <p>:第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」あるいは「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)(17, 18, 19の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条</p> <p>(情報提供の根拠)25の項, 26の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第28条, 第29条</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>:第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」あるいは「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)(27, 28, 29の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第29条, 第30条, 第31条</p>	事後	
令和6年12月9日	IV-2	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-3	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-4	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-5	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-6	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-7	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-8		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	IV-8		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で健康推進課長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、対策を講じている。	事後	
令和6年12月9日	IV-10	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-11		9) 従業員に対する教育・啓発	事後	
令和6年12月9日	IV-11		十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-11		毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施※1している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 ※1_eラーニング	事後	
令和6年12月9日	II-1	令和4年6月1日時点	令和6年12月9日時点	事後	
令和6年12月9日	II-2	令和4年6月1日時点	令和6年12月9日時点	事後	